

判例研究

公正な論評の法理の適用において、前提事実からの 推論過程に合理性を問わないとした事例

東京地方裁判所平成27年4月27日判決
判時2261号178頁

土 平 英 俊

第1 問題意識

1 ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提としている事実（以下「前提事実」という）が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠き、前提事実について真実性の証明がなくとも、それが真実であると信ずるにつき相当な理由があるときは故意過失がなく、不法行為は成立しない（最二小判昭62年4月24日〔香川保一裁判長〕民集41巻3号490頁、最一小判平元年12月21日民集〔佐藤哲郎裁判長〕43巻12号2252頁、最三小判平9年9月9日〔園部逸夫裁判長〕民集51巻8号3804頁。以下、右平成9年判決を「夕刊フジ・ロス疑惑事件判決」という¹⁾）。

意見・論評の表明による名誉毀損におけるこの判断枠組は、我が国におけ

1) 本稿では、裁判体の構成について、合議の場合は裁判官名に「コート」を入れて、また、単独の場合は裁判官名のみを、それぞれ標記しており、最高裁の場合は「裁判長」と標記している。

る公正な論評の法理と呼ばれている²⁾ (以下、単に「公正な論評の法理」という)。

2 公正な論評の法理によって論評者(被告)が免責を受けるために、意見・論評が合理性を有する必要があるか。

東京地裁平成27年4月27日判決〔原克也コート〕判時2261号178頁は、公正な論評の法理の適用にあたって、前提事実からの「推論の過程やその内容に、仮に論理的とはいえない推論が含まれていたり不合理な点があったりしたとしても、合理性についてまで判断する必要はない」と明言した。

公正な論評の法理は、「前提事実に関しては、免責要件として真実性を要求する一方、これに基づく意見ないし論評に関しては、あえてその内容の合理性を要求せず、意見ないし論評としての域を逸脱するものでない限り、不法行為責任の成立を否定し、意見ないし論評の表明の場合について、事実の摘示の場合よりも緩和された要件で免責を認めるもの³⁾」であると言われてい³⁾る(最一小判平16年7月15日〔横尾和子裁判長〕民集58巻5号1615頁も、意見・論評の「内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉毀損の不法行為が成立しない」と述べている)。「推論の過程やその内容に、仮に論理的とはいえない推論が含まれていたり不合理な点があったりしたとしても、合理性についてまで判断する必要はない」との上記東京地裁平成27年4月27日判決の判示は、これを敷衍した趣旨と解される。

3 しかし、実際の裁判例では前提事実からある意見・論評を表明することが合理的か否か、あるいは、相当か否かを判断している例も少なくない。それらの裁判例と、上記各判決が論評内容の正当性や合理性を問わないとしていることとの関係はどう理解すべきか。

意見の正当性・合理性については要求しないということを過度に推し進め

2) 八木一洋・最判解説民事篇平成9年度(下)1158頁

3) 八木・前掲注2)1158頁

ると、意見・論評とは一見して全く関係のない事実を前提事実として免責を受けられる余地があるということになりかねない。

「ある事実を基礎としての」という表現や、「意見ないし論評としての域を逸脱したものでないこと」との表現は、前提事実と意見論評との間に一定の関係（以下「関連性」という）があることを要求する趣旨であり、「合理性は問わない」とは、関連性まで不要とする趣旨ではないと考えるのが妥当ではないか。すなわち、「前提事実と意見論評との間に関連性は必要であるが、合理性までは必要ない」というのが裁判例の傾向ではないか。

こうした問題意識を念頭に、夕刊フジ・ロス疑惑事件判決以降の近時の裁判例の傾向を踏まえて、上記東京地裁平成27年4月27日判決の当否について検討したい。

なお、「関連性」という概念の理解によっても考え方は異なってくる。たとえば「風が吹けば桶屋が儲かる」というような場合も関連性があると考えれば、意見・論評とは一見して全く関係のない前提事実の場合も免責を受けられることになるし、逆に、「前提事実から、当該意見を述べることに合理性がある場合」という趣旨に考えれば、「意見・論評に合理性が必要である」という理解に次第に近づいてしまう（関連性と合理性は全く別の概念ではなく、程度問題である）。結局は、意見・論評の自由をどの程度保障すべきかという価値判断の問題になると思われるが、ここでは、社会的評価の低下の有無の判断や、事実の摘示か意見・論評の表明か、摘示された具体的事実⁴⁾は何か、重要部分は何かなど、名誉毀損の判断の様々な場面で適用されている、「一般読者の普通の注意と読み方」（最二小判昭31年7月20日〔栗山茂裁判長〕民集10巻8号1059頁）を基準として判断することとしておきたい（一般読者の普通の注意と読み方に照らして、当該前提事実と当該意見・論評とが関係すると理解できる場合を「関連性がある」という意味に解して、以下検討する）。

4) 大橋正春「名誉棄損の成否―『一般の読者の普通の注意と読み方』について」『新しい時代の民事司法』495頁（商事法務、平成23年）。

第2 東京地裁平成27年4月27日判決（判時2261号178頁）の紹介

1 事案の概要

アジアの戦後補償問題に関わってきた弁護士について「反日運動のため被害者を見つけ出して利用」したなどという内容の記事が月刊誌『WILL』平成25年9月号（以下「本件雑誌」という）に掲載されたことから、同弁護士が名誉を毀損されたとして、当該記事の著者及び発行会社に対し共同不法行為に基づき慰謝料等1100万円及び謝罪広告の掲載を求めた事案である。

問題となった記事は、『『従軍慰安婦』で日本の名誉を売った二人の弁護士』と題するもので、次の①から⑥を内容とするものである（以下、「本件記事」という。なお、アルファベット部分は記事では実名で表記されており、Aが本事件の原告である）。

これらの記述には、原告（以下「A」という）らについて、慰安婦問題を「でっち上げ」たとか「日本国の獅子身中の虫である」といった論評が存在する。そのため、被告らが免責を受けるには、公正な論評の法理を主張することになる。

① 「慰安婦問題をでっち上げ、世界にその嘘をばらまいて国際的な大問題に仕立て上げた二人の弁護士がいる。BAの両名である。慰安婦問題の捏造には、新旧左翼勢力に属する多くの日本人がかかわっており、それは彼等の『集団労作』とでも言えるものなのだが、そのなかでこの二人の働きはとりわけ顕著であった」（本件記述①）

② 「日本を貶める慰安婦問題を、これほど拡大することに大きな『功績』のあったもう一人の弁護士の話に移りたい。……（中略）慰安婦問題を使った反日運動で独創的な点は、相手国の『被害者』を探し出し、原告に仕立て上げて日本国家に対して訴訟を起こさせる、という運動モデルを開発したことである」……「この運動モデルでは、日本帝国主義・軍国主義の『被害者』を地の果てまでも出かけて探し出し、何ら訴訟など考えもしなかった当事者

に、原告になるよう依頼・説得し、訴訟を通じて『事実』をつくり出すという点にある。被害者がいて、それを支える運動がおこるのではなく、反日運動のため被害者を見つけ出して利用するということに、この運動モデルの特異性がある」(本件記述②)

③ 「Aらは自らの反日運動のために、韓国の元慰安婦の老婆を利用した」(本件記述③)

④ 「調べていくと、驚くべきことが判明した。インドネシアの慰安婦問題に火を付けたのはAだった。Aはインドネシアを訪問し、地元紙に『補償のために日本からやってきた。元慰安婦は名乗り出て欲しい』という内容の広告を出した。このことが、『慰安婦は名乗り出れば二百万円の補償金もらえる』という話として伝わった。」(本件記述④)

⑤ 「96年11月30日、テレビ朝日で『朝まで生テレビ』が放映された。(中略)このなかでAは、アジアの女性たちが声を上げ始めた、という類の発言をした。そこで私は、兵補協会の事務所で撮影したAの手書きの慰安婦登録用紙を拡大写真で見せて、その実体を暴露した。アジアの女性が自発的に立ち上がっているかのような話は嘘で、自作自演、火のない所に煙を立てて回っているのは他ならぬあなたではないか、と私はAを追及した。(中略)収録後、Kプロデューサーから電話がかかってきた。Aが『自分の言い分を字幕で入れよ。そうでなければ放送することを認めない』とごねているとのことである。そこで私は、テロップを入れることにやむなく同意した。(中略)論争のなかで反論すべきなのに、こういうやり方はアンフェアである。」(本件記述⑤)

⑥ 「金で釣って慰安婦に名乗り出させて運動に利用する反日活動家の醜い姿。それによってアジア各地に『反日産業』を扶植していく恐ろしさ。彼等こそ、日本国の獅子身中の虫である。」(本件記述⑥)

2 裁判所の判断

判決は、公正な論評の法理の適用にあたって、問題となった記述がいかなる内容の論評を表明したものか、それが社会的評価の低下をもたらすか、当

該論評の前提事実は何か、当該前提事実について真实性・相当性の要件を満たすか、論評としての域を逸脱したか、をそれぞれ順に検討している。

(1) 論評の内容・社会的評価低下の有無

判決は、本件記述①から⑥がそれぞれいかなる内容の論評を表明したものであるかの点について、次のアからエの4点の論評を表明するもので、これらは原告の社会的評価を著しく低下させるものであると判断した。

ア 本件記述①が表明する論評の内容（以下「論評ア」という）

「B及びA二人の弁護士は、慰安婦問題をでっち上げ、世界にその嘘をばらまいて国際的な大問題に仕立て上げた。慰安婦問題の捏造にかかわった日本人のなかで、原告ら二人の弁護士の働きはとりわけ顕著であった。」

イ 本件記述②が表明する論評の内容（以下「論評イ」という）

「Aは、日本を貶める慰安婦問題を拡大することに大きな『功績』があった。慰安婦問題を使った反日運動で独創的な点は、相手国の『被害者』を探し出し、原告に仕立て上げて日本国家に対して訴訟を起こさせる、という運動モデルを開発したことである。この運動モデルでは、日本帝国主義・軍国主義の『被害者』を地の果てまでも出かけて探し出し、何ら訴訟など考えもしなかった当事者に、原告になるよう依頼・説得し、訴訟を通じて『事実』をつくり出す。反日運動のため被害者を見つけ出して利用するということに、この運動モデルの特異性がある。Aは、そのモデルをつくり出した。」

ウ 本件記述③が表明する論評の内容（以下「論評ウ」という）

「Aらは、自らの反日運動のために、韓国の元慰安婦の老婆を利用した。」

エ 本件記述④ないし⑥が表明する論評の内容（以下「論評エ」という）

「インドネシアの慰安婦問題に火を付けたのはAだった。アジアの女性が自発的に立ち上がっているかのような話は嘘で、自作自演、火のない所に煙を立てて回っているのは、他ならぬAである。Aらは、金で釣って慰安婦に名乗り出させて運動に利用する反日活動家の醜い姿をしており、それによってアジア各地に『反日産業』を扶植していく恐ろしさを持つ、日本国の獅子身中の虫である。」

(2) 前提事実とその真実性・相当性

前提事実が重要部分について真実であること又は真実と信ずるについて相当な理由があることの立証責任は、論評者(被告)にある。記事中で前提事実⁵⁾に言及がされていない場合は、論評者に前提事実について主張させる必要がある。

判決は、以下のように、上記各論評の前提事実について、論評ウは以下の①②を前提事実とするもの、論評エは以下の③④⑤を前提事実とするもの、論評イは前提事実①から⑤に加えて以下の⑥⑦を前提事実とするもの、論評アは前提事実①から⑦に加えて以下の⑧⑨⑩を前提事実とするものであると認定した。前提事実の真実性ないし相当性については、③を除く各前提事実について、真実性または相当性を認めた(判決は、論評ウ、エ、イ、アの順に検討しているので、この順に紹介する)。

【論評ウの前提事実】

① 「平成3年12月、Xら慰安婦三人を含む者らが日本国に謝罪と賠償を求めて東京地裁に提訴し、Aがその訴訟の主任弁護人を務めたが、提訴した者のなかの元慰安婦だったXは、訴状には14歳の時から3年間、キーセン学校に通ったこと、養父に連れられて中国に渡り、性的サービスをさせられるようになったことなどが書かれていた」

② 「秦郁彦がAに『もう少し説得力のある慰安婦はいないのか』と聞くと、Aが『実は私もそう思って韓国へ探しに行ってきた。追加分はよいのばかりですよ』と言った」

【論評エの前提事実】

③ 「Aが、インドネシアを訪問し、地元紙に『補償のために日本からやってきた。元慰安婦は名乗り出て欲しい』という内容の広告を出した」

④ 「名乗り出た慰安婦の登録業務を行ったのはインドネシアの兵補協会(正式名称は「元兵補連絡中央協議会」)であるが、その元会長のタスリップ・ラ

5) 堀内明「公正な論評」竹田稔・堀部政男編『新・裁判実務体系9 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』(青林書院、平成14年)46頁

ハルジヨは、Aの指示を受けて慰安婦の募集を始め、『早く進めろ』と催促も受けた」

⑤ 「ラハルジヨは、Aから日本語で手書きした慰安婦登録用書式を受け取った」

【論評イの前提事実】

判決は、「論評イ」については、前提事実「①ないし⑤に加えて」、次の⑥⑦を前提とするものであると認定した。

⑥ 「Aは、昭和50年に、サハリン残留韓国・朝鮮人の帰還請求裁判を訴訟代理人として東京地裁に提起し、吉田清治を証人として法廷で尋問し、吉田は『軍の命令のままに多くの朝鮮人労働者を朝鮮総督府の機関や警察官、村役場の職員の協力によって木刀で追い回しトラックに乗せた、女性の連行も行った』、『(朝鮮半島からの婦女子の徴用人数は)全部で私が労務報国会動員部長中に950人、これは間違いないと思うのは、私は非常にこれは深刻でございますし、当時の部下たちと数年前から時々山口県に行った時に会ってその話で大体皆の意見も950人と言っておりました』と証言した」

⑦ 「秦郁彦は平成4年3月、吉田清治に電話で『裏付けをとりたので旧部下の誰かを紹介してくれ』と依頼したところ『絶対に教えられない』と断られた」

【論評アの前提事実】

判決は、「論評ア」について、前提事実「①ないし⑦に加えて」、次の⑧ないし⑩を前提とするものであると認定した。

⑧ 「B弁護士が、平成4年2月、国連人権委員会で『慰安婦』を『性奴隷』(sex slaves)と表現し、以後NGOが国連で『性奴隷』を『慰安婦』の代名詞として使用し、平成7年9月、北京(第4回)国連世界女性会議で、国連は『性奴隷』を『慰安婦』の代名詞として使用し、平成8年2月6日付のクマラスワミ報告書(国連から指名されたスリランカのクマラスワミという女性弁護士が日本の慰安婦問題について行った報告書のこと。)が『軍性奴隷』(military sexual slavery)という言葉を提唱し、国連用語として定着した」

⑨ 「クマラスワミ報告書は、吉田清治の著書を引用し、三か国16人の元慰安婦が『(日本の軍人が) 釘のうち出た板の上を釘が血や肉片で覆われるまで転がした』、『(日本の軍人が) 人肉を煮て、食べさせてやれ、と言った』などと証言するのを聞いたとして記述し、ジョージ・ヒックスが平成7年に刊行した、金一勉の昭和51年の著書『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』(三一書房)の本をそっくり写した『The comfort women』(日本語訳『性の奴隷 従軍慰安婦』は三一書房)という本を引用している」

⑩ 「Bが慰安婦について国連に問題提起した直接の動機は、平成3年暮れにXらが民事訴訟を提起したことなどにあり、その訴訟の主任弁護人がAである」

(3) 論評としての域を逸脱したかの判断及び結論

判決は、論評アないしエについて、「『日本国の獅子身中の虫である』などとAの悪性を強調する表現が用いられているが、未だ人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものとははいえない」と判断した。

そして、「意見ないし論評に関しては、前提とした事実からの推論の過程やその内容に合理性までは必要とされず、意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、不法行為責任の成立が否定されるものと解される」と述べた上で、被告らが前提事実③を除く前提事実①から⑩に基づいて「慰安婦問題をでっち上げた」「『被害者』を探し出して利用した」「訴訟を通じて『真実』をつくり出した」「火のない所に煙を立てた」などと論評したことについては、その「推論の過程やその内容に、仮に論理的とはいえない推論が含まれていたり不合理な点があったりしたとしても、合理性についてまで判断する必要はない」とした。

そして、「以上によれば、被告らが本件記事を本件雑誌に掲載して販売した行為は、違法性を欠くか、又は故意及び過失が否定されるため、被告らは、Aに対して不法行為責任を負わない」と結論付けた。

第3 裁判例の傾向

1 夕刊フジ・ロス疑惑事件以降に公正な論評の法理を適用した近時の裁判例⁶⁾には、次の3つの類型が見受けられた。

I 前提事実と意見・論評との間に一定の関連性があるか否か（もしくは、前提事実から当該意見・論評を述べるのが合理性を有するか否か）を明示的又は黙示的に検討している例

II 上記東京地裁平成27年4月27日判決同様、合理性は問わないと明言している例

III 特に理由を述べることなく、「意見ないし論評としての域を逸脱したものであるか否か」の結論を出している例

2 Iの類型について

(1) 関連性や合理性を明示的に検討している裁判例

前提事実から当該意見・論評を述べることについて、「適切」か否か、あるいは「相当」「相応の理由がある」「合理性を有する評価」等の表現を用いて、「意見ないし論評としての域を逸脱したものであるか否か」の結論を導いている裁判例が複数存在する（以下の引用中、下線は筆者によるものである）。

静岡地裁沼津支部平成19年3月13日判決〔石垣陽介〕（判タ1264号303頁）は、御殿場市長であった原告が、被告が出版した亡Aの著作「崩壊したごみ⁷⁾サイクル 御殿場 RDF 処理の実態」と題する書籍に、いわゆる RDF 方式のごみ処理施設の導入を原告が積極的に推進したが、その問題が選挙の重要争点となり責任を追及されたことが原因で市長選挙に落選したなどと記載をされたことが名誉毀損であるなどとして、被告会社らに対し損害賠償を求めた事案である。当該書籍に、原告が自ら情報収集し調査・研究を行って

6) 前提事実の真実性ないし相当性が否定された場合は、意見・論評としての関連性・合理性は問題にならないから、ここでは前提事実の真実性・相当性が肯定された意見・論評を検討の対象としている。

7) Refuse Derived Fuel の略でゴミを固形燃料化すること。

RDF方式の採用に「ゴーサインを出した」と記載されていた点や、RDF方式採用に向けて、小山町長や議員等へ「働きかけて説得した」と記載されていたことが問題となった。

判決は、市長の行動をつぶさに認定した上で「原告によるその一連の活動の外形的事実をみた限りでも、原告は、巨費を投ずるこの案件について、前任者からの引継ぎをそのまま踏襲するというのではなく、自らもごみ処理方式についてそれなりの調査・研究を行い、得た知見に基づいてその採否を判断したであろうことは容易に推測できる」「これらの事実を総合的に評価した帰結として、原告が『ゴーサインを出した』と表現したことも、決して不当なものでも大仰なものでもない」とか、「基礎となる事実関係に基づく評価や推測による部分についても合理性があると認められる」と述べて、当該意見論評について名誉毀損の成立を否定した。

東京地裁平成24年4月13日判決〔青木裕史〕(LEX/DB文献番号25493730)は、マンションの管理組合法人の理事である原告らが、被告らに対し、被告らが、原告らの理事としての活動を不正に非難中傷するビラを配布するなどしたことにより名誉を毀損されたなどとして不法行為に基づく損害賠償を求めた事案であり、「理事長・監事の誠実義務違反」「理事長の独断的言動」等の各表現が問題となった。

判決は「理事長・監事の誠実義務違反」との表現は、預金残高表が公表されていないという事実や原告が理事2名を解任した等の事実を前提として、理事長の行為が「誠実義務違反」であるとか「独断的言動」との意見を述べるものであり、「管理組合の積立金の残高表が公表されなかったことを評するものとして、不適當であるとか、その域を逸脱するとは認められない」「理事長権限の強化という事実に対しての意見論評としてこれが不適切であるとか、その域を逸脱するとは認められない」と述べて、当該意見論評について名誉毀損の成立を否定した。

東京地裁平成25年2月22日判決〔日景聡〕(LEX/DB文献番号25511270)は、マンションの管理組合の監事である原告について、「原告が管理規約の不備

を正すことなく、逆にこれを利用し、監事選任決議禁止仮処分を申し立ててまで2年を超えて監事を務めたこと」「被告に対する私怨から、あえて被告を当該申立てにおける債務者としたこと」を前提として、「監事としての理性を失っている」「両監事の悪意に満ちた訴訟行為によって自分の利益を得る行為は、監事として失格と言わざるを得ません」等と評したことが問題となった事案である。

判決は「評価にわたる部分についても、直ちに合理性を欠くものとは解されない」「それまでの原、被告間の対立状況を併せて考えれば、被告がかかる申立てを原告の私怨によるものと評価したとしても、直ちに合理性を欠くものとは解されない」「監事としての理性を失っているとか、監事として失格であるなどといった論評…についても、いささか直截的にすぎ、監事としての適格性についての論評としては相当性を欠く面があることも否定し得ないものの、これを原告の人格そのものに対する攻撃とみることはできない」などと指摘して、当該意見論評について名誉毀損の成立を否定した。

東京地裁平成25年7月24日判決〔畠山稔コート〕(LEX/DB 文献番号25501688)は、前提事実と意見・論評との間に関連性を不要とした場合にどのような不都合があるかを検討する上で参考になる。

この裁判例は、暴力団と密接に交際している社長が経営している施設に、タレントである原告がテレビ番組で1度同施設を紹介したとの事実を前提事実として、「原告が暴力団とつながりを持つ芸能人として暴力団排除条例の適用を受ける蓋然性がある芸能人である」との意見を表明したことが問題となった事件である。

判決は、当該施設の経営者が暴力団と密接に交際していることと、原告がテレビ番組で同施設を紹介したこととは、「別個の事柄」であるから、「原告の上記紹介行為をもって、原告が暴力団と関わりを有するとはいえない」「原告は暴力団と関わりがあるといえない以上、原告が暴力団排除条例が適用される蓋然性がある芸能人であるなどということもできない」と述べ、「人身攻撃に等しく、意見ないし論評の域を超えているといわざるを得ない」

と判断し名誉毀損の成立を肯定した。前提事実と論評が「別個の事柄」であると述べている点は、まさに関連性がないことを別の表現で述べたものといえる。

名古屋地裁平成26年9月18日判決〔田邊浩典〕(判例秘書 L06950698)は、懲戒処分を受けた大学教授が大学の設置主体を誹謗中傷する内容のブログを作成したことから名誉毀損に基づく損害賠償が請求されるなどした事案である。同大学教授が、副理事長について、「まともな教員とは言い難い。自分が評価されるのは大嫌いだから授業担当から退いた人間」と論評したことが問題となった。

判決は「(同大学教授は)副理事長の経歴を取り上げて、同人が大学教員として授業を行ったのは極めて短期間で、学生評価にさらされて授業を行った経験は全くないこと等から上記評価を行ったのは相当であると主張するが」、(同大学教授が)「主張する経歴を検討しても、同人が主張するような評価をするのが相当であるとは認められず、そのように評価したことに相応の理由があるとも認め難い」と述べ、「不必要に個人攻撃として行ったものと認めるのが相当」としている(但し、社会的評価を毀損する違法なものとして取り上げるほどの悪質なものであると認めることはできないとして、不法行為責任自体は否定した)。

東京地裁平成27年1月21日判決〔東海林保コート〕(判例秘書 L07030007)は、幼稚園などに絵本等の教育教材を販売する被告が、幼児教育事業を営む原告について「株式会社石井式国語教育研究会の財産や事務所までも不法に占拠している状況で、被害総額は数千万円になっております」などと記載した文書を、被告と取引のあった幼稚園などに送付したことが問題となった事案である。

判決は、前提事実や周辺事実を詳細に認定した上で「被告の意見ないし論評として用いられた『不法に占拠横領』との表現は、当時の事実関係を踏まえると十分に合理性を有する評価であったと認めるのが相当である」として、当該意見・論評について名誉毀損の成立を否定した。

(2) 明示的ではないものの、関連性や合理性の有無を検討していると解される裁判例

上記(1)のように「相当」「相応の理由がある」「合理性を有する評価」等の表現は用いないものの、「意見ないし論評としての域を逸脱したものであるか否か」を判断する際に、論評の内容、論評がなされた客観的状况、経緯、論評の目的、あるいは、前提事実から通常どのような意見が形成されるかといった点を挙げて前提事実からの推論過程に言及している裁判例も多く存在する。

仮に前提事実と意見・論評との間に関連性ないし合理性を要求しないのであれば、前提事実からの推論過程に言及する必要は本来ないはずであるから、これらの裁判例も、前提事実と意見・論評の間には関連性が必要であるとの見解を前提にしていると評価できる。

松山地裁平成23年6月29日判決〔濱口浩コート〕判タ1372号152頁は、医師である原告が行っていた生体腎移植手術や同人の同手術に関する学術論文について、日本移植学会副理事長などの立場にある被告らが、勉強会の席上、「見過ごすことができないことがあるんですよね」「これ、T病院のデータなんですけれども、生着率悪いですよ。これはしょうがない、ひどいですけれど、半分以上の人が4年で死んでいるんですよ。もらった人が。はっきり言いますけど僕ら、これ犯罪ですよ。」と発言したことなどが原告の名誉を毀損したとして、損害賠償が請求された事案である。

判決は、「確かに、『これ犯罪ですよ。』との表現は、この部分だけに限れば、原告を犯罪者であると断定するような表現ともとり得るし、これを聞いた一般人がそのように理解する可能性があることも否定できないところであるが、当該発言の内容全体やそれがされた経緯等にも照らして考えれば、当該発言は、もっぱら本件生体腎移植手術自体の医学的相当性に言及したものであると解することができ、上記医学的相当性の問題を離れ、原告が犯罪者であるとか、医師としての適格性を欠く者であるといった、原告個人に対する人身攻撃に及ぶなどの内容を持つものとは認められない」として、

不法行為の成立を否定している。

東京地裁平成26年12月12日判決〔松井英隆コート〕判時2253号53頁は、新潮社（週刊新潮）が、幸福の科学学園の行う教育について「文科省も県もお手上げ！ 子供に嘘を刷り込むデタラメ授業！」などと題する見出しや「恐怖の学園」と評する内容の記事を掲載するなどしたことが名誉毀損となるかが問題となった事案である。

判決は「論評はいずれもかなり強烈的な否定的表現ではあるものの、…本件記事の目的が、原告学園の教育が精神的・知的に未熟で多感な時期にある生徒の健全な発達に悪影響を与えるとの強い懸念及び是正の必要性への認識に由来する事実の伝達や是非についての問題提起にあったことや、文部科学省及び栃木県には是正措置を講ずる権限がないとしている状況を併せ考えた場合、上記表現を人身攻撃とまで断じられるものではなく、論評としての域を逸脱するものとまでは認められない」と述べている。論評の目的や、周辺状況に鑑みて当該論評が相当と言えるかどうかを判断しているものと解される。

神戸地裁姫路支部平成27年3月4日判決〔小西義博コート〕（LEX/DB文献番号25505943）は、兵庫県市川町の町議会議員である原告が、被告市川町の町長が広報誌において原告の名誉を毀損する内容のコラムを執筆したとして、同町に対して謝罪広告を求めた事案である。コラムには、原告の書いた町政報告を引き合いに《最近、議員の瓦版が出ておりますが、残念ながら、中には一方的な視点に立った都合の良い文章のみを掲載し、独断と偏見に満ちたものもあります。議員とは町政発展のために議員活動をされるべきで、このような誹謗中傷とも言える瓦版を出して、町民の皆さまを混乱させることは、議員本来の活動からかけ離れていると言わざるを得ません。》との記載があったことから、原告が本件訴訟に及んだものである。

「一方的な視点に立った都合の良い文章」と評したことが論評として適切であったか否かが問題となり、判決は、原告配布紙には客観的な事実が記載されていることや、原告と異なる立場の者の意見もそのまま掲載されている

ことなどを認定した上で「『一方的な視点に立った都合の良い文章のみ」が掲載されているとはいえ、このことは、原告配布紙を読めば容易に理解できるところであるから、市川町長は、敢えて原告配布紙の記載内容を曲解した上で上記のように、『一方的な視点に立った都合の良い文章のみを掲載し、独断と偏見に満ちたもの』と評価しているというべきである」と述べて、名誉毀損の成立を肯定した。

東京地裁平成27年5月27日判決〔倉地真寿美コート〕判時2279号45頁は、参院選候補予定者である原告が、暴力団組長とともに犯罪行為を行い逮捕された者と一時期親しくしており、同人が原告の誕生パーティを開いた等といった事実を前提事実として「黒い交際」と評したことが問題とされた事案である、判決は、意見・論評の域を逸脱していないとして、不法行為責任を否定した。この裁判例でも、関連性や合理性そのものへの言及はないが、「摘示されている事実の内容及びこれが国政選挙の候補者に関するものであることに照らせば」意見・論評としての域を逸脱したとは認められない、との判断がされている。

富山地裁平成27年11月25日判決〔廣田泰士コート〕判時2299号127頁は、平成23年2月22日に発生したニュージーランドでの地震により死亡した学生らの親が、定例記者会見における富山市長の発言によって名誉が毀損されたとして、国家賠償法による損害賠償を求めた事案である。市長が原告らについて「この間訳の分からない失礼な文章で面会したいというお手紙が来たから、即断りました。物事の節度、有り様、礼儀というものをわきまえない手紙でしたよ。」「私は市民全体を代表する立場ですので、そうはいかない。これで伝わったと思いますけれど、おそらく、これだけ言っても意味の分からない、ご理解されない体質の人だろうと思いましたよ。」と発言したことが問題となった。

判決は、市長が当該発言の前後において、本件遺族らが個人として有する性質について「変わった人」「意味が分からない」「訳の分からない失礼な文章」、「これだけ言っても意味の分からない、ご理解されない体質の人」など

とその異常性を強調していることや、本件遺族らは一般市民に過ぎないこと、多数の記者が集まる市長の定例記者会見においてされたものであることなど、発言の「内容、態様並びに市長及び本件遺族らの属性」に鑑みれば、当該発言は「意見ないし論評の域を逸脱したものである」として、不法行為責任を肯定した。

2 IIの類型について

上記東京地裁平成27年4月27日判決同様に論評の合理性は問わないと明言したのは東京地裁平成19年8月10日判決〔松本光一郎コート〕判タ1257号173頁である。

この事件は、民主党及び小沢一郎が、講談社に対し、同社出版の「週刊現代」平成18年6月3日号に、原告小沢が転売による利益の獲得を目的として大量のマンションを購入したが個人資産として公表することを避けるため陸山会所有であるかのように装った、との虚偽の事実を摘示されたとして、同社や編集人らに対し損害賠償等を求めた事案である。公正な論評の法理との関係では、「調査報道スクープ!! 小沢一郎の“隠し資産6億円超”を暴く」との目次や、「すべては田中角栄の猿マネ」などの見出しがあったこと、記事に『『隠しマンション』を発見』『資産形成が目的ではないのか』等の表現があったことが問題となった。

判決では「意見、批判の当否、合理性は、当裁判所の言及するところではない」との指摘がある。しかし、その指摘がなされた文脈をつぶさにみると、実質的には、合理性や、関連性があるとの判断を前提としていると評価できる。

すなわち、判決は、上記判示を述べるに際して、論評の根拠となっている記事の記載内容について仔細に列挙⁸⁾した上で「これらの意見、批判の当否、

8) 記事には、陸山会の取支報告書の記載をもとに取材を開始した経緯や、他の政治資金管理団体の取支報告書には本件ほど多くの不動産を所有しているものがなかったこと、自民党本部職員、民主党事務局長等を務めた政治評論家から取材したとして、原告小沢は心臓病の持病があるので体を休めるために買ったという事情もあるのかもしれないなどの発言があったこと、原告小沢の側近中の側近だった人物からの取材として、本件不動産の使用方法が記載されてい

合理性は、当裁判所の言及するところではないが、記載の趣旨が原告小澤に対する個人的な誹謗中傷を目的としたりするものでないことは明らかであって、国会議員に対する論評の域を逸脱すると解することはできない」「『猿まね』等、俗受するやや穏当を欠く表現が含まれている嫌いはあるものの、言わんとする趣旨が前示のところにあることは明らかであり、司法権の介入により損害賠償を命ずることは、憲法が表現の自由を保障する一方、国会の正常な機能を期待する所以に沿うものとはいえないというべきである」と述べているのである。

したがって、この事件も実質的には、当該意見・論評の推論過程には合理性や関連性があるとの判断を前提としていると評価できる。

3 Ⅲの類型について

特に理由を述べることなく、「意見ないし論評としての域を逸脱したものであるか否か」の結論を出している裁判例として、名古屋高裁平成22年3月19日判決〔岡光民雄コート〕判時2081号20頁、東京地裁平成23年12月14日判決〔頼晋一〕(LEX/DB文献番号25490807)、東京地裁平成24年4月11日判決〔畠山稔コート〕判タ1386号253頁、東京地裁平成26年5月19日判決〔村上正敏〕判時2254号100頁、東京高裁平成27年12月9日判決〔河野清孝コート〕(判例秘書L07020499)、大阪地裁平成28年3月11日判決〔小池明善コート〕(判例秘書L07150165)、大阪地裁平成28年3月15日判決〔野田恵司コート〕(判例秘書L07150254)などが挙げられる。但し、いずれも、問題となった意見・論評はその域を逸脱していないとして不法行為責任が否定されている。すなわち、関連性を要求したとしても同じ結論に至るため、これらの裁判例が存在するとしても、裁判例が関連性を要求する傾向があると解することと矛盾し

ること、政治資金管理団体が多数のマンションを所有する必要はないと思う旨の税理士の発言や、陸山会の収支報告書に基づく献金等に関する記載があること、地元後援会長に取材したところ、原告小沢の人気について、冠婚葬祭にこまめに顔を出している旨の指摘があったところ、この点が田中角栄に似ていること、転じて、田中角栄の土地転がしについて触れ、土地転売については原告小沢も同様の批判を受けたことがあること、原告小沢の事務所に質問書を提出した結果、得られた回答文の内容が紹介され、その批判が記載されている。

ない。

4 小 括

公正な論評の法理を適用した近時の裁判例の多くは、「論評としての域を逸脱したか否か」を判断する過程において、前提事実から当該意見・論評を述べるのが適切か否かという観点から、推論過程の検討を行っている。当該意見・論評を述べることに合理性があるかを判断している例もある。

上記東京地裁平成27年4月27日判決同様に合理性は問わないことを明言した裁判例も、実際には推論過程の合理性を審査するに足る事実をあげて検討をしている。特に理由を述べることなく「意見ないし論評としての域を逸脱したものであるか否か」の結論を出している裁判例もあるが、いずれも、意見・論評としての域を逸脱していないとして不法行為責任が否定されている事案である。

裁判例は、論評の「合理性が必要である」あるいは「関連性が必要である」などと明言はしないものの、少なくとも、前提事実と意見・論評の間に一定の関連性があることを「論評としての域を逸脱していない」ことの要素と考えている傾向があると評価できる。

第4 考 察

1 関連性は必要と考えるべきである

(1) 意見・論評について事実摘示と異なる免責要件が設けられているのは、意見を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨によるものであって、いかなる意見・論評も許容するというものではない。「ある事実を基礎としている」あるいは「論評としての域を逸脱したものでないこと」といった表現で、意見・論評に一定の縛りがかかっているのはその趣旨である。

たとえば「A議員は、先日の討論会の席上、終始発言をしなかった」という事実(前提事実a)を前提事実として、「Aのような人物は議員として全

く無能である」という意見を述べたことが問題とされた場合を想定すると、前提事実 a を基礎として「無能」という評価をすることは、表現の自由の範疇と言って良いから、免責を認めることに問題はない。

また「A議員は、『好きなスポーツは野球である』と述べた」という事実(前提事実 β)と「A議員は、5年前は、野球は嫌いだと言っていた」(前提事実 γ)という事実を基礎として、「A議員は言っていることがコロコロ変わる」と評価し、「Aのような人物は議員として全く無能である」という意見を表明することも自由であり、これも免責が認められるであろう(野球が好きと言ったか嫌いと言ったかという些細な事実を基礎として議員としての能力を問題視する論評に説得力があるかについては意見は分かれ得る。しかし、それは論評としての合理性があるかという問題であって、公正な論評の法理は、意見論評の重要性に鑑みて内容の合理性を問わないとした法理であるから、まさにこうした意見も表現の自由として保護される)。

しかし、前提事実と論評との間に関連性すら要求しないとすれば、前提事実 β のみから「Aのような人物は議員として全く無能である」という意見を述べることも自由ということになる。また、前提事実が重要部分において真実であること又は真実と信ずるについて相当な理由があることの立証責任は、論評者(被告)にある。実際は前提事実 β と前提事実 γ を基礎に当該意見を述べていた場合でも、前提事実 γ の立証が困難であると予想されるときには、当初から前提事実 γ の存在を訴訟上主張しないでおくという戦略も取れることになってしまう。

(2) 公正な論評の法理は「ある事実を基礎としての」意見・論評に関する免責の法理であり、「基礎」は「それを前提として物事全体が成り立つような、もとい」、「前提」は「ある物事をなす土台となるもの」(広辞苑第6版)である。

前提事実と意見・論評との間に関連性が全くない場合は、意見・論評の前提、土台を欠く。「基礎」「前提」という概念の本来有する意味に照らして、公正な論評の法理が予定していないケースであるといえる。

佃克彦は「論評の合理性は問われないが、論評とその前提事実との間には合理的関連性がなければならない。この点は要件上丁寧に説示はされていないが、『前提としている事実』という表現にその趣旨が表れている」と述べている⁹⁾。この見解に賛成である（なお、前提事実と意見・論評との間に関連性ないし合理性が必要かという問題を、このように、「基礎としている」という表現に含まれているとみる考え方の他に、「論評としての域を逸脱したものでないこと」という表現に含まれているとみる考え方があり得る。前記「第3」2(2)で挙げた裁判例は、いずれも、合理性ないし関連性がある意見・論評であるか否かを「意見ないし論評としての域を逸脱したか」という要件の問題として捉えている。また、夕刊フジ・ロス疑惑事件判決について、合理性は要求しないが「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでないことを判断する限りでは、合理性を要求するとは言える」と指摘するものもある¹⁰⁾）。

(3) 関連性を不要とした場合の不都合性や、「基礎」「前提」という概念の本来有する意味に照らして、関連性は必要であると考えらるべきである。

2 夕刊フジ・ロス疑惑事件最高裁判決が、「意見論評の合理性」を要件とした高裁判決を破棄した意味

夕刊フジ・ロス疑惑事件の高裁判決（東京高判平6年1月27日〔柴田保幸コート〕民集51巻8号3837頁）は、意見による名誉毀損の免責要件に関し、(一)「当該記事が公共の利害に関する事項についてのもの」であること、(二)「意見の形成の基礎をなす事実が当該記事において記載されており、かつ、その主要な部分につき、真実性の証明があるか若しくは記事の公表者において真実と信じるにつき相当な理由があるとき」、又は「当該記事が公表された時点において、意見の基礎事実が、既に新聞、週刊誌又はテレビ等により繰り返し報道されたため、社会的に広く知れ渡った事実若しくはこのような事実と当該記事に記載された免責事実からなるとき」であって、(三)「当該

9) 佃克彦『名誉毀損の法律実務』345頁（弘文堂、第2版、平成20年）

10) 小原健ほか『名誉・信用毀損プライバシー侵害紛争事例解説集』67頁（新日本法規、平成18年）

意見をその基礎事実から推論することが不当，不合理なものとはいえないとき」，という判断基準を示したが，夕刊フジ・ロス疑惑事件最高裁判決はこれを破棄し，前記のように公正な論評の法理を示した。

高裁判決が「当該意見をその基礎事実から推論することが不当，不合理なものとはいえないとき」という要件を挙げ，意見・論評の合理性を要求したのに対し，最高裁はこれとは異なる判断枠組を採用した。このことから，「当該意見をその基礎事実から推論することが不当，不合理なもの」であっても許容される（合理性を問わない）のが最高裁の考え方である，との理解が一応可能である。

しかし，合理性を問わないことと，関連性まで不要とすることは，別の問題であり，最高裁が関連性まで不要とする趣旨で高裁判決を破棄したとは解されない。

八木一洋・最判解説平成9年では，高裁判決は「意見ないし論評の表明についての保護範囲は，従来の判例法理よりも，むしろ狭くなる結果となっている」と評されている¹¹⁾。しかし，それぞれの判断枠組の具体的な適用の結果を比較すると，高裁判決が結論として名誉毀損による不法行為責任の成立を否定したのに対し，最高裁判決はこれを破棄している。言わば高裁判決のほうが意見ないし論評の表明をより保護する結果となっている。

このことは，最高裁は意見・論評の合理性を要求した高裁判決を破棄した後も依然として意見・論評にも一定の許容限度があると考えていることを示唆している。このように考えれば，最高裁は，意見・論評の合理性を問わないまでも，関連性まで不要とする趣旨で高裁判決を破棄したわけではないと評価することができる。

3 東京地裁平成27年4月27日判決に対する評価

以上の前提に立って，東京地裁平成27年4月27日判決を検討する。

(11) 八木・前掲注2) 1159頁。(原判決)は「基礎を成す事実が真実である場合にも，右事実から当該意見を推論することが不当，不合理といえないときに限り不法行為責任の成立が否定されるとするもので，意見ないし論評の表明についての保護範囲は，従来の判例法理よりも，むしろ狭くなる結果となっている」

(1) 判断枠組について

判旨が、「推論の過程やその内容に、仮に論理的とはいえない推論が含まれていたり不合理な点があったりしたとしても、合理性についてまで判断する必要はない」と述べた点については、前提事実と意見・論評との間に関連性がない場合であってもそれについて判断する必要はない、との趣旨であれば誤りである。

(2) 前提事実①②と論評ウとの間の関連性

元慰安婦が日本に対し謝罪と損害賠償を求める訴訟を提起し A がその代理人となり、A が「もう少し説得力のある慰安婦はいないのか」と聞かれて「実は私もそう思って韓国へ探しに行ってきた。追加分はよいのばかりですよ」と答えたという事実（前提事実①②）と、「Aらは、自らの反日運動のために、韓国の元慰安婦の老婆を利用した」という論評（論評ウ）との間には、関連性がないとは言えないから、この点に関する判旨の結論は妥当である。

(3) 前提事実④⑤と論評エとの間の関連性

前提事実③は、真实性の証明がないと判断されたことから、前提事実からは外れることになる。

そして、慰安婦の登録業務を行ったインドネシアの兵補協会の元会長が、A の指示を受けて慰安婦の募集を始め、「早く進めろ」と催促も受け、A から日本語で手書きした慰安婦登録用書式を受け取ったという事実（前提事実④⑤）と、「インドネシアの慰安婦問題に火を付けたのは A」「アジアの女性が自発的に立ち上がっているかのような話は嘘で、自作自演、火のない所に煙を立てて回っている」「Aらは、金で釣って慰安婦に名乗り出させて運動に利用する反日活動家の醜い姿をしており、それによってアジア各地に『反日産業』を扶植していく恐ろしさを持つ、日本国の獅子身中の虫である」という論評（論評エ）との間には、合理性はともかく、関連性がないとまでは言えない。したがってこの点に関する判旨の結論も妥当である。

(4) 前提事実①②④⑤⑥⑦と論評イとの間の関連性

前提事実⑥⑦は、Aが、昭和50年に、サハリン残留韓国・朝鮮人の帰還請求裁判を訴訟代理人として東京地裁に提起し、吉田清治を証人として法廷で尋問し、吉田が「軍の命令のままに多くの朝鮮人労働者を朝鮮総督府の機関や警察官、村役場の職員の協力によって木刀で追い回しトラックに乗せた、女性の連行も行った」、「(朝鮮半島からの婦女子の徴用人数は)全部で私が労務報国会動員部長中に950人、これは間違いないと思うのは、私は非常にこれは深刻でございますし、当時の部下たちと数年前から時々山口県に行った時に会ってその話で大体皆の意見も950人と言っておりました」と証言したこと、その吉田に対し秦郁彦が電話で「裏付けをとりたいので旧部下の誰かを紹介してくれ」と依頼したが「絶対に教えられない」と断られたという事実で構成されている。

一方、論評イは、「Aは、日本を貶める慰安婦問題を拡大することに大きな『功績』があった。慰安婦問題を使った反日運動で独創的な点は、相手国の『被害者』を探し出し、原告に仕立て上げて日本国家に対して訴訟を起こさせる、という運動モデルを開発したことである。この運動モデルでは、日本帝国主義・軍国主義の『被害者』を地の果てまでも出かけて探し出し、何ら訴訟など考えもしなかった当事者に、原告になるよう依頼・説得し、訴訟を通じて『事実』をつくり出す。反日運動のため被害者を見つけ出して利用するということに、この運動モデルの特異性がある。Aは、そのモデルをつくり出した」というものである。

前提事実⑥⑦は、Aがサハリン残留韓国・朝鮮人の帰還請求裁判において尋問した証人がどのような供述したかという点に主眼がある一方、論評イはAが慰安婦問題を「拡大」し「被害者」を探し出したとするものであり、関連性はないように思われる。

しかし、判決は、論評イは前提事実⑥⑦のみならず前提事実①②④⑤も加えて判断すべきものとしている。前提事実①②④⑤が加われば、Aがどのような行動を取ったかという事実が前提事実となるから、論評イとの間に関

連性がないとまでは言えないことになる。したがって、前提事実①②④⑤が加わる限りにおいては、この点に関する判旨の結論も妥当である。

ところで、本件と異なり仮に、論評当時、論評イの前提事実が⑥⑦のみであり、①②④⑤が前提となっていなかったとすれば、同様に解することは相当でない。この問題は、前提事実そのものが記事に記載されている必要があるかという論点である¹²⁾。

(5) 前提事実①②④⑤⑥⑦⑧⑨⑩と論評アとの間の関連性

前提事実⑧⑨⑩は、Bが国連人権委員会で『慰安婦』を『性奴隷』(sex slaves)と表現して以後、同種の用語が定着したことや、クマラスワミ報告書の内容、Bが慰安婦について国連に問題提起した動機を摘示するものである。

これらの前提事実は、主としてBに関する事実であり、そのことと、「B及びA二人の弁護士」が、慰安婦問題をでっち上げたという論評は、少なくともAについては関連性がないように思われる。

しかし、論評イ同様、判決は、論評アも、前提事実⑧⑨⑩のみならず前提事実①②④⑤⑥⑦も加えて判断すべきものとしている。前提事実①②④⑤⑥⑦が加われば、Aがどのような行動を取ったかという事実が前提事実となるから、論評アとの間に関連性がないとまでは言えないことになる。したがって、前提事実①②④⑤⑥⑦が加わる限りにおいては、この点に関する判旨の結論も妥当である。

4 まとめ

論評アないしエは、いずれも、前提事実との関連性を有すると評価できる

12) 前提事実そのものが記事に記載されている必要があるかには争いがある。

山口成樹は、アメリカにおけるフェア・コメントの法理では「意見の基礎となる事実は、意見と同時に言明されているか、または、指示されていなければならない。これは、意見の受け手が自分自身の判断を下せるようにするためであるから、受け手がすでに知っているか、または、知りえる事実は、指示されている限り特に言明される必要はない。言明も指示もなく、受け手の知りえない事実を基礎にしていると判断するのが合理的な場合、フェア・コメントは成立しない」と述べている（「名誉毀損法における事実と意見（一）—英米法の示唆するもの—」都法35巻1号）。

から、原則として（掲記の前提事実が記事記載当時に前提となっていた限りにおいて）、判旨の結論は妥当である。

「関連性」がない意見・論評であれば「論理的とはいえない推論」や「不合理な」推論であるということになる。本判決の「推論の過程やその内容に、仮に論理的とはいえない推論が含まれていたり不合理な点があったりしたとしても」との判示は、「前提事実と意見・論評との間に関連性がない場合であっても」という趣旨を含む意味にも読めるから、誤解を生じる基準となっている。「意見・論評の合理性は問わないが関連性は必要である」と明示すべきである。

なお、本稿で検討した問題は、ある意見・論評が「意見ないし論評としての域を逸脱したものであるか否か」をどのような基準で判断すべきかという問題や、論評としての域を逸脱したことの主張立証責任の所在（立証責任対象事実は何か）といった問題とも関連する。この点については、今後の検討課題としたい。

以上